



犯罪被害者の方々へ



被害者保護と支援のための
制度について

検察庁

<http://www.kensatsu.go.jp/>



はじめに

犯罪の被害に遭われた方やそのご遺族等の方々は、その被害について、刑事手続がどのように行われるのか、被害者やご遺族等の方々には何ができるのか、どのような支援を受けられるのかなど、様々な不安をお持ちになられていることだと思います。

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、全ての事件は検察官に送致されます。そして、検察官は、犯人や参考人の事情聴取など必要な捜査を行い、集めた証拠を検討した上で、起訴するか不起訴にするかを決定します。また、事件を裁判所に起訴したときは、裁判に立ち会って、証人尋問をしたり、論告・求刑を行ったりして、適正な刑罰が科されるように努めています。

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となるのです。

一方、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。検察庁では、被害者の方からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護と支援に努力しています。

このパンフレットでは、犯罪による被害者やご遺族等の方々に対して検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記載しています。

折にふれてこのパンフレットをご覧の上、各種支援制度などを利用していただくことにより、少しでも被害者やご遺族等の方々のお役に立てれば幸いです。

なお、このパンフレットをお読みになって分からない点などがある場合は、60ページの被害者ホットライン連絡先にご連絡いただいて、検察庁の被害者支援員や職員にお尋ねください。

また、捜査や裁判などについてのご要望やご質問のある方は、担当検察官又は最寄りの検察庁にご相談ください。

よくあるご質問



- 被害について**どこに相談すればいい?**

..... 10, 11

- 事件の**処分結果**は教えてもらえる?

..... 15

- 不起訴記録は閲覧できる?

..... 21

- 裁判に**参加したい、意見を言いたい。**

..... 27, 31

- 犯人の**出所情報**は教えてもらえる?

..... 42

- 財産的被害を回復する制度はある?

..... 50





刑事手続の流れ	4
1. 檢察庁と刑事手続の流れ	6
① 檢察庁と検察官	6
② 捜査	6
③ 事件処理	7
④ 裁判	8
⑤ 裁判の執行	9
2. 被害者支援のための一般的制度	10
① 被害者支援員制度	10
② 被害者ホットライン	11
③ 被害者等通知制度	15
3. 捜査段階での被害者支援	18
① 被害届の提出、告訴、告発	18
② 捜査	19
③ 事件の処分（起訴と不起訴）	20
④ 不起訴記録の閲覧	21
4. 公判段階での被害者支援	22
① 犯罪被害者等に関する情報の保護	22
② 証人尋問	23
③ 傍聴	26
④ 被害者参加制度	27
⑤ 心情等の意見陳述制度	31
⑥ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付	32
⑦ 公判記録の閲覧・コピー	32
⑧ 刑事和解	33
⑨ 損害賠償命令制度	34
5. 少年審判に関連する被害者支援	36
① 少年事件の記録の閲覧・コピー	37
② 被害者等の意見聴取制度	38
③ 被害者等による少年審判の傍聴	38
④ 被害者等に対する審判状況の説明	38
⑤ 審判結果等通知制度	39
⑥ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）	39
6. 心神喪失者等医療観察法の審判に関連する被害者支援	40
7. 裁判後の段階での被害者支援	42
① 犯人の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報等の通知	42
② 証拠品の返還	46
③ 証拠品の廃棄処分への立会い	47
④ 確定記録の閲覧	47
⑤ 仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度	48
⑥ 保護観察中における心情等伝達制度	49
8. その他の被害者支援	50
① 被害回復給付金支給制度	50
② 犯罪被害給付制度	54
③ 民事訴訟	55
④ 公営住宅への優先入居	56
⑤ 人身取引の被害者の保護	57
⑥ 関係機関・団体等における被害者支援	58
被害者ホットライン連絡先	60

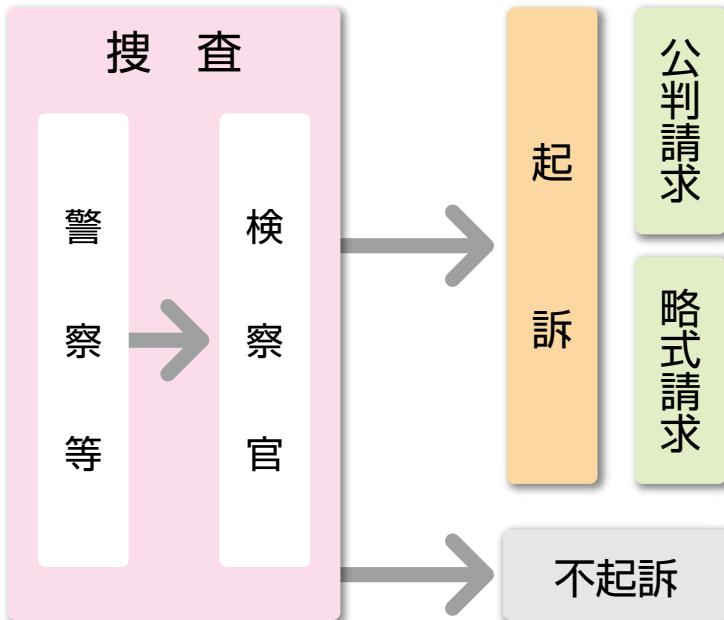
1 檢察庁と
刑事手続の流れ2 被害者支援のための
一般的制度3 捜査段階での
被害者支援4 公判段階での
被害者支援5 少年審判に関連する
被害者支援6 心神喪失者等医療観察法の審判に
関連する被害者支援7 裁判後の段階での
被害者支援8 その他の
被害者支援

刑事手続の流れ

刑事手続の流れ

捜 査

▶捜査段階での被害者支援 ⇨ 18ページ～



▶少年審判に関する被害者支援 ⇨ 36ページ～

▶心神喪失者等医療観察法の審判に関する被害者支援 ⇨ 40ページ～

▶その他の被害者支援 ⇨ 50ページ～

- ▶ 檢察庁と刑事手続の流れ ⇨ 6ページ～
- ▶ 被害者支援のための一般的制度 ⇨ 10ページ～

公 判

- ▶ 公判段階での被害者支援
⇨ 22ページ～

公
判

判
決

略式命令

裁判後

- ▶ 裁判後の段階での被害者支援
⇨ 42ページ～

刑 の 執 行

満期出所・
仮釈放等

※有罪判決の
場合

* 被疑者が少年（20才未満）である場合には、一旦事件は家庭裁判所に送致されますが、家庭裁判所において刑事処分が相当（刑罰を科すのが相当）であると判断された事件は、再び検察庁に事件が戻され、この場合、原則として起訴されることとなります。それ以外の事件については、家庭裁判所で保護観察や少年院送致などの処分が決められます。

1. 檢察庁と刑事手続の流れ

① 檢察庁と検察官

検察庁は、各裁判所に対応して置かれており、最高検察庁（東京）、高等検察庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）、地方検察庁（都道府県庁所在地と函館・旭川・釧路）、区検察庁（全国主要市区町村）があります。

検察官は、いずれかの検察庁に所属して仕事を行っており、社会の利益を守る代表者として、捜査や裁判を通じて、事件の真相を明らかにし、犯人が適切に罰せられるよう、社会正義の実現を目指しています。このほか、検察庁では、検察事務官が検察官を補佐して、仕事を行っています。

② 捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人を検挙して、事件を検察庁に送ります（送致）。検察官は、被害者や目撃者の方から事情を聞いたり、被疑者（犯罪を犯した疑いがあり、捜査の対象とされている者）を取り調べるなどの捜査を行った上で、事件を起訴（裁判にかけること）するか、不起訴（裁判にかけないこと）にするかを決めます。少年による犯罪については、処分の意見を付して、事件を家庭裁判所に送ります。



③ 事件処理

検察官は、事件を捜査した上、起訴するか、不起訴にするかを決定します。起訴処分には、法廷で裁判が開かれる公判請求と、裁判が開かれず書類審査で刑（罰金など）が言い渡される略式命令請求があります。

不起訴処分には、犯罪を立証する証拠が不十分な場合の「嫌疑不十分」、証拠が十分でも犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、情状（犯行の動機、犯人の反省など）処分を決める上で参考となる事実などを考慮して起訴を必要としないと判断した場合の「起訴猶予」、犯人が精神上の障害により是非善悪を判断できないなどのため、責任能力が認められない場合の「心神喪失」などがあります。



1. 檢察庁と刑事手続の流れ

④ 裁判

検察官は、公判請求した事件の裁判に立ち会い、裁判所に証拠の取調べを請求したり、証人尋問を行ったりして被告人（起訴された者）が犯罪を行ったことを証明します。

検察官は、証拠調べの終了後、被告人に科すべき刑罰について意見を述べます。裁判所は、検察官の意見（論告・求刑）、弁護人の意見（弁論）などを検討し、判決を宣告します。言い渡される刑には、懲役刑や禁錮刑などがあります。また、事件の内容によっては刑の執行を猶予する場合があります。

検察官は、裁判所の判決の事実認定や量刑が不当であると考えるときは、上訴することもあります。

Q1 裁判員制度とはどのようなものですか。

A

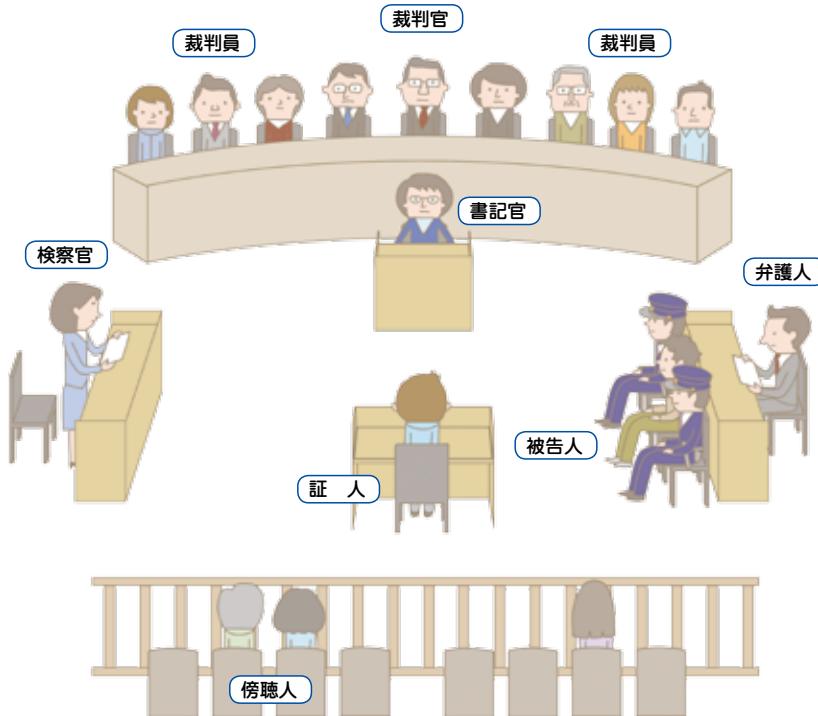
一定の重大な犯罪（殺人罪、強盗致死傷罪、強制性交等致死傷罪、危険運転致死罪など）について、20歳以上で選挙権のある国民から選ばれた裁判員の方に、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めもらう制度です。

Q2 裁判員の中に知り合いがいて、被害について知られてしまうことが不安です。何か配慮してもらうことができますか。

A

検察官は、裁判関係者と連絡・協力して、被害者の方の知人等関係者が裁判員に選任されることがないよう配慮しています。

法廷のイメージ（裁判員裁判の場合）



*裁判の傍聴は誰でもできます。

⑤ 裁判の執行

検察官は、懲役刑や罰金刑などの裁判の執行の指揮・監督を行います。

2. 被害者支援のための一般的制度

① 被害者支援員制度

誰しも、自分や家族が、犯罪により被害を受けることになるとは思ってもいないはずです。

それがある日被害者になり、突然の出来事にとまどっている方々に対しても、捜査のため必要なときには、事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただくなどのご協力をお願いすることがあります。

また、突然あなたの身に降りかかった犯罪の被害はどうしたらしいのか、刑事手続は今後どうなっていくのかなどの不安を感じても、誰に相談をしていいのか分からないこともあるのではないかと思います。

そこで、被害者やご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。



② 被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっています。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっていますので、ご利用ください。

全国の検察庁の被害者ホットライン窓口は、60ページの「被害者ホットライン連絡先」のとおりです。



2. 被害者支援のための一般的制度

Q₁

検察庁に相談するには、どうしたらよいのですか。

A

最寄りの検察庁の被害者ホットラインに電話をかけていただければ、被害者支援員等が応対いたします。直接会って相談したい場合も、まず電話をかけていただいて、相談の内容をお話しいただくのがよいかと思います。

相談の内容をお聞きした上で、被害者の方々の要望に応じた情報の提供や助言、必要な問合せ先の紹介等を行い、被害者の方々の悩みや不安を解消する手助けをいたします。

Q₂

相談はしたいのですが、今は被害者ホットラインに電話をする勇気がありません。
ファックスで相談することはできますか。

A

実際に、被害者の方々が、悩みを打ち明けたり、助けを求めたりすることは、非常に勇気のいることだと思います。

電話での相談はちょっとという方は、被害者ホットラインにファックスをお送りください。



Q3 檢察庁ではどんな相談に応じてくれるのですか。

A 犯罪により被害を受けた方やその親族の方々からの刑事手続に関するあらゆる相談に応じています。例えば、事件記録を見たい場合や証拠品を返してほしい場合などの各種手続の説明や手助けも行っていますので、お気軽にご相談ください。

検察庁の被害者支援員では対応できない要望もあるかと思いますが、その場合でも、ほかの関係機関や団体等をご紹介いたします。

Q4 檢察庁に相談した内容など、個人の秘密は守られるのですか。

A 個人の秘密は固く守られますのでご安心ください。

Q5 檢察庁以外の相談先も紹介してもらえるのですか。

A 被害者の方に必要な支援は、精神面、生活面、経済面等多岐にわたりますので、それに応じて関係する機関や団体等をご紹介いたします。



それぞれに応じた機関を紹介します。

2. 被害者支援のための一般的制度

Q6 裁判を傍聴してもよく分からなかったのですが、裁判の手続について教えてもらうことはできるのですか。

A 裁判の手続など刑事手続に関することで分からないう�がある場合は、被害者支援員にお尋ねください。

Q7 被害を受けたことを供述したり、法廷で証言したりすることで、犯人から仕返しされたりしないか心配なのですが。

A 被害を受けた状況やその内容については、被害者の方々からお話を聞くことによってしか真相を明らかにできません。犯人をそのまま放置することは、別の犯罪の発生にもつながりかねず、新たな被害者を生むことにもなりかねませんので、勇気を持って捜査や裁判にご協力ください。再被害を防止するため、法律で定められた制度について適切に活用し、また警察とも連携してゆきます。



③ 被害者等通知制度

被害者や親族等の方々は、事件の処分がどうなったのか、裁判はどのように進んでいるのか、どのような判決が下ったのか、犯人が刑務所でどのようなことをしているのかなどについて、ご自分のこととして関心を持っておられると思います。また、目撃者等の参考人の方についても、自分が協力した事件の処分や、裁判がどうなっているのかなどについて関心をお持ちの方も多いかと思います。

そこで、検察庁は、被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

なお、参考人の方に対しても、ご希望があれば、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の刑務所からの出所時期などに関する情報を提供しています。



2. 被害者支援のための一般的制度

Q₁

誰が通知を受けられるのですか。

A

通知を受けることができるのは、

- ア 被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者の方など親族に準ずる方
 - イ 目撃者など参考人の方（一部の通知を除く。）
- です。

Q₂

どのような事項について通知してもらえるのですか。

A

ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）

イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日

ウ 裁判結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）

エ 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要などアからウに準ずる事項

オ 有罪裁判確定後の犯人に関する事項（詳細は42ページを参照）などを通知します。

身柄の状況とは、犯人が釈放（保釈も含む。）されたかどうかということで、起訴事実とは、どのような犯罪事実で起訴されたのかということです。

なお、不起訴の理由の概要や有罪裁判確定後の犯人に関する事項（満期出所予定期間、刑務所から釈放された年月日以外）を通知するのは、被害者、その親族又は親族に準ずる方に限ります。

*少年審判後の通知については39ページをご覧ください。



Q3 希望すれば、必ず通知を受けられますか。

A

事件の性質などから、通知をしない方がよいと検察官が判断した場合には、通知希望があっても、その全部又は一部についてお知らせしない場合があります。

Q4 通知を受けるにはどうしたらよいですか。

A

担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員に、通知希望の有無や通知を希望する事項を伝えてください。後日、通知を希望された事項を電話や書面の郵送などによりお知らせします。

なお、検察官が被害者の方等の事情聴取をした場合には、その機会に、通知希望の有無やどのような事項につき通知を希望されるかを確認するようにしています。また、有罪裁判確定後の犯人に関する事項（Q2の才）については、裁判確定の通知を希望された方には、裁判確定の通知を差し上げる際に申出の書面をお送りします。ただし、犯人の身柄の状況など（Q2の工）については、原則として検察官から通知希望の有無の確認はしませんので、通知を希望される方はどの事項について希望するかを担当する検察官等に申し出てください。

目撃者の方等にも通知することができる場合がありますので、通知を希望する場合は、その旨申し出てください。



3. 捜査段階での被害者支援

① 被害届の提出、告訴、告発

被害者の方は、犯罪に遭ったとき、捜査機関に被害届を提出して被害を申告できます。通常これにより、捜査が開始されます。また、被害者の方は捜査機関に犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めて告訴することができます。そのほか、被害者以外の方は、捜査機関に犯罪事実を申告して犯人の処罰を求めて告発することができます。

なお、名誉毀損罪などの親告罪と言われる犯罪については、裁判により犯人を処罰するためには、告訴が必要となっています。

告訴は、犯人が起訴されるまでは取り消すことができますが、一旦告訴を取り消した場合は、再度告訴をすることはできません。

Q

性犯罪の告訴に関する法改正について教えてください。

A

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処を可能とするため、性犯罪の要件や法定刑などについて刑法が改正され、平成29年7月から施行されています。

この改正により、従来、親告罪とされていた強姦罪（改正後は「強制性交等罪」と改められています。）、強制わいせつ罪等の性犯罪は、親告罪ではなくなり、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

また、改正法が施行される前に被害に遭われた事件についても、原則として、告訴がなくても裁判により犯人を処罰することができるようになりました。

この改正は、告訴をするかどうかの判断を迫られることによる被害者の精神的負担を考慮したものであり、検察官が、事件の処分に当たって、被害者の意思を丁寧に確認するなど被害者の心情に適切に配慮するよう努めることに変わりはありません。

② 捜査

犯人を逮捕して捜査する場合と逮捕しないで捜査する場合がありますが、警察官は、犯人を逮捕したときは、48時間以内に検察官に送致しなければなりません。送致を受けた検察官は、犯人が逃亡したり、証拠を隠したり捨てたりしないように勾留する必要があると認めたときは、裁判所に勾留を請求します。勾留期間は10日間ですが、やむを得ない事情がある場合には、更に10日間まで延長することが認められています。検察官は、通常この期間内に捜査をして、起訴・不起訴を決定することになります。そして、被害の状況は、被害者の方が一番良く知っていることが多いので、事情聴取に応じていただくなどの被害者の方の協力が必要となります。警察で既に事情を聞かれていますが、検察官が、事件を処分する上で、直接確認する必要がある場合もありますので、ご理解ください。事情聴取に当たっては、名誉を害しないよう注意し、被害者の方の立場・心情には十分配慮するように努めています。

逮捕・勾留の期間

逮捕

48時間以内に検察官送致

勾留

勾留期間10日間

勾留延長

延長期間10日間以内

起訴・不起訴の処分

公判請求により勾留は継続

起訴した日から2か月間 以降1か月ごとに更新

3. 捜査段階での被害者支援

③ 事件の処分(起訴と不起訴)

検察官は、捜査を行った上で、事件を起訴するか、不起訴とするかを決定します。検察官の不起訴処分に対しては、検察審査会に審査を申し立てることができるほか、公務員職権濫用罪など一部の犯罪については、管轄地方裁判所に審判に付することを求める付審判請求の制度があります。

Q

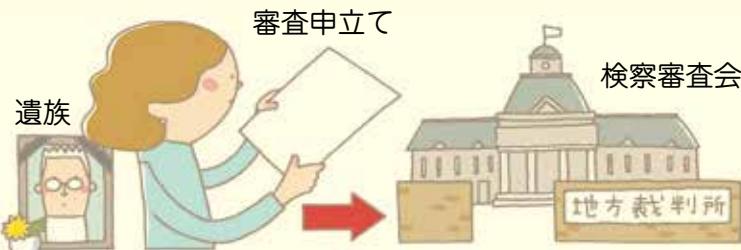
検察審査会への申立てについて教えてください。

A

検察官が事件を不起訴処分にしたことに対して、被害者の方や告訴人は、検察審査会に審査の申立てができます。被害者のご遺族の方も審査の申立てができます。

審査の申立てをする人は、検察審査会に、審査申立書のほかに、意見書や資料を提出することができます。

検察審査会は、申立てを受けて審査を行い、起訴相当、不起訴不当、不起訴相当の議決を行います。起訴相当又は不起訴不当の議決がなされた場合には、検察官は再度捜査を行うことになります。また、検察審査会が起訴相当の議決を行った後、検察官が再度捜査した結果、不起訴処分としたときは、検察審査会は、再審査を行い、起訴をすべき旨の議決を行うことができます。起訴すべき旨の議決がなされた場合は、裁判所が指定した弁護士が事件を起訴して、裁判でも検察官の役割をすることとなります。検察審査会は、地方裁判所内に置かれていますので、申立手続などは、そちらに相談してください（詳しくは裁判所ホームページをご覧ください。）。



④ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧はできません。しかし、検察庁では、従来から交通事故に関する実況見分調書等の証拠について、その事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に応じてきました。

また、被害者参加制度の対象となる事件（27ページ参照）の被害者等の方については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

さらに、それ以外の事件の被害者等の方についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。



4. 公判段階での被害者支援

検察官が事件を裁判所に公判請求（起訴）した後は、裁判所で公判が行われます。検察官は、公判で犯罪を証明する証拠を提出し、証人尋問を行ったりして適正な刑罰の適用を求めます。

① 犯罪被害者等に関する情報の保護

裁判所は、性犯罪などの被害者の方の氏名等（被害者特定事項）について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができます。決定された場合には、起訴状の朗読などの訴訟手続は、被害者の方の氏名等の情報を明らかにしない方法で行われます。

検察官は、証人尋問請求に先立ち、弁護人に対し、証人の氏名及び住居を知る機会を与えなければならず、また、証拠書類等の取調請求等に先立ち、弁護人にこれを開示しなければなりませんが、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者の方などの名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれや、その身体又は財産に害を加えられるなどのおそれがあると認められるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被告人の防御に関して必要がある場合を除いて、被害者特定事項が他の人に知られないようにすることを求めるすることができます。ただし、被告人に知られないようにすることを求める能够なのは、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限られます。

また、検察官は、被害者の方などの身体又は財産に害を加えられるなどのおそれがあると認められるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、弁護人に被害者の方などの氏名又は住居を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付すことができ、特に必要があるときは、当該氏名等を弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることもできます。

これらの制度等についてご相談がある場合には、担当する検察官にお申し出ください。

② 証人尋問

被告人の犯罪を証明するため、被害者の方には、被害に遭った状況や被告人に対する気持ちを、目撃者の方には、事件・事故を目撃した状況などを裁判所で証言していただくことがあります。

Q₁

警察や検察庁で事件の状況を説明して、調書も作成してもらったのに、裁判でまた証言しなければならないのですか。

A

警察や検察庁で作成した供述調書は、被告人の同意がなければ、通常、証拠として裁判所に提出することができないと法律で定められており、被害の状況等を証明するためには、被害者や目撃者の方に公判で証言してもらわなければならないことがあります。また、裁判官や裁判員に被害者の方の生の声を聞いてもらい、被害の様子をよく理解してもらった方がよい場合もあります。このような事情から、被害者や目撃者の方に証言をお願いすることがありますので、ご理解ください。

Q₂

私は、性犯罪の被害を受けましたが、被告人の前で証言するのはとても不安です。何か配慮してもらうことができるですか。

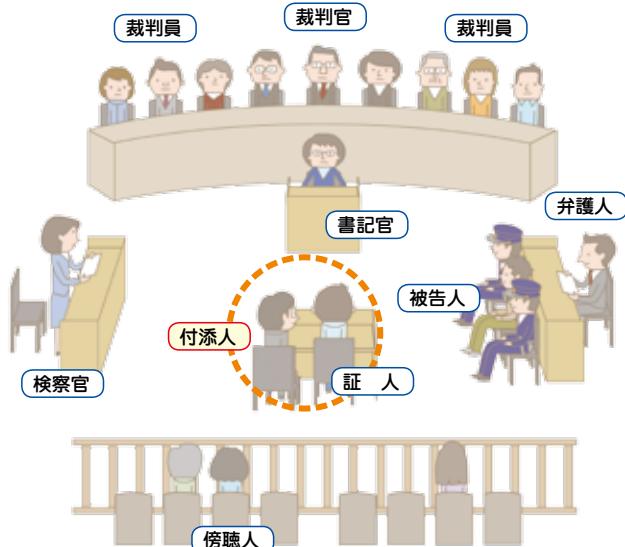
A

証言してくださる方の精神的な負担を軽くするため、裁判所の判断によって、①証人への付添い、②証人の遮へい、③ビデオリンク方式での証人尋問の措置をとることができます。これらが併用されることもあります。

4. 公判段階での被害者支援

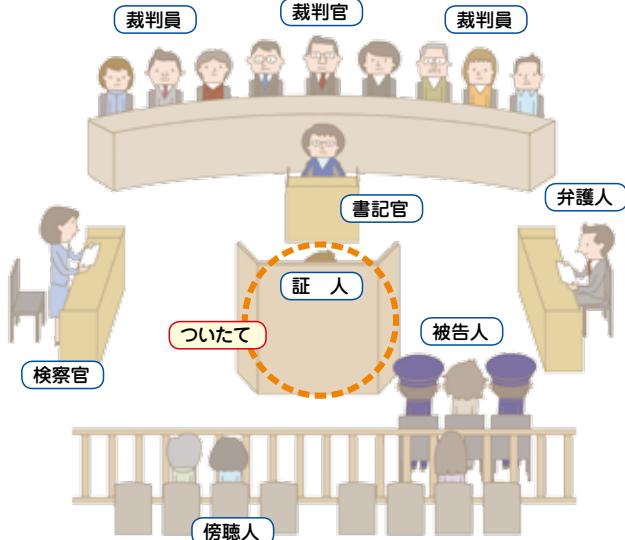
証人への付添い

性犯罪の被害者の方や小さなお子様などが、刑事事件の証人として法廷で証言するときは、大きな不安や緊張を覚えることがありますので、このような不安や緊張を和らげるため、証人が証言している間、家族や心理カウンセラーなどが、証人のそばに付き添うことができるようになります。



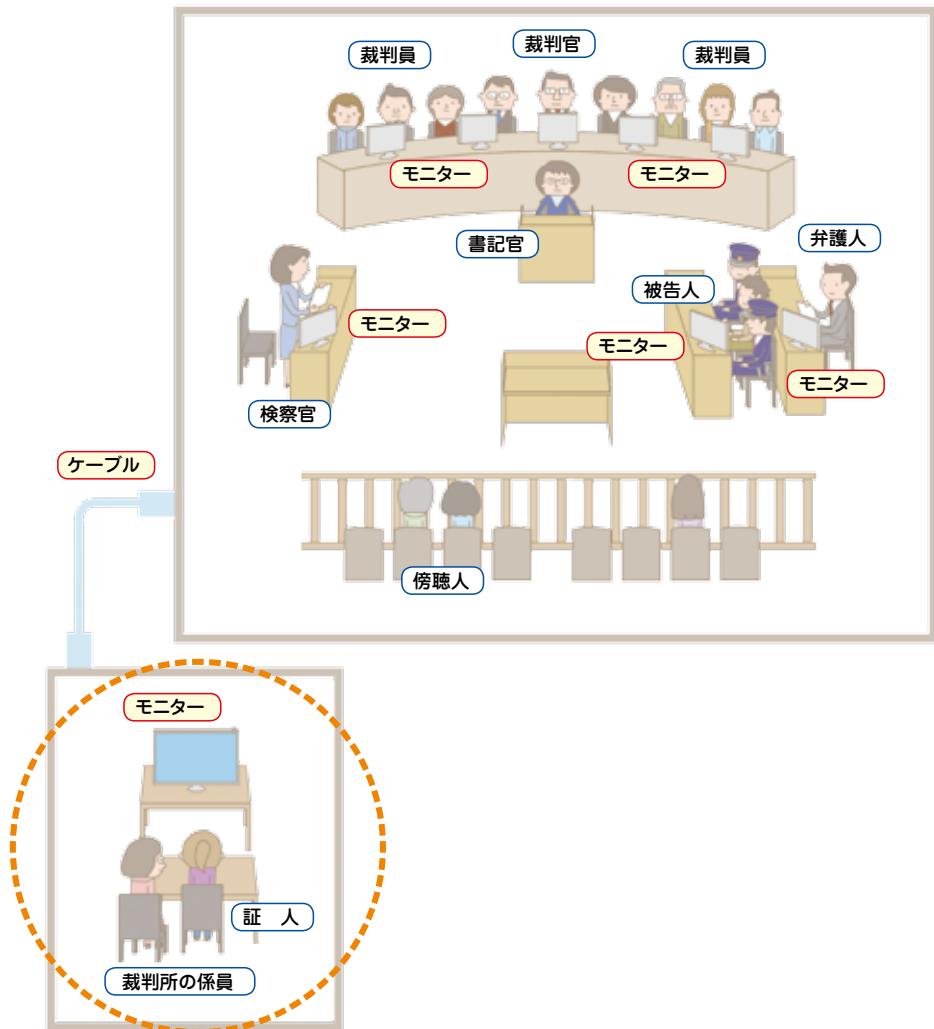
証人の遮へい

証人が、法廷で証言する際に、被告人や傍聴人から見られていることで心理的な圧迫を受けるような場合に、その精神的な負担を軽くするため、証人と被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、相手の視線を気にしないで証言できるようにするものです。



ビデオリンク方式

性犯罪の被害者の方などが、関係者の全員そろった法廷で証言することに大きな精神的な負担を受けるような場合、このような負担を軽くするため、証人に別室で在席していただき、法廷と別室とをケーブルで結び、モニターを通じて尋問を行うという証人尋問の方法です。



4. 公判段階での被害者支援

③ 傍聴

裁判は、公開の法廷で行われますので、誰でも傍聴することができます。そして、被害者やご遺族等の方々は、優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。

Q

被害者等が優先的に裁判を傍聴できる制度とはどのようなものですか。

A

社会の関心の高い事件では、傍聴希望者が多いために、裁判所により抽選で傍聴券が発行される場合があります。

しかし、被害者やご遺族等の方々のお立場を考え、裁判所は、被害者やご遺族等の方々の傍聴席の確保について、可能な限り配慮することとしています。

被害者やご遺族等の方々が傍聴を希望される場合で、傍聴希望者が多数に上ることが予想される場合には、あらかじめ、事件を担当する裁判所や検察官・検察事務官又は被害者支援員にご相談ください。



④ 被害者参加制度

被害者参加制度とは、一定の事件の被害者やご遺族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができるというものです。

なお、刑事裁判への参加を許可された被害者やご遺族等の方々は「被害者参加人」と呼ばれます。

Q1 誰が被害者参加制度を利用できるのですか。

A 殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者の方、被害者が亡くなった場合及びその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹などの方々です。

Q2 どのような手続で刑事裁判に参加するのですか。

A 被害者やご遺族等の方々から、刑事裁判への参加について、事件を担当する検察官にお申し出ください。申出を受けた検察官は、被害者が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知します。

Q3 希望すれば必ず刑事裁判に参加できますか。

A 裁判所が、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と判断して許可した場合には、被害者参加人として刑事裁判に参加できます。また、参加が許可されて被害者参加人となった場合でも、希望される手続によっては、参加が許可されない場合があります。

4. 公判段階での被害者支援

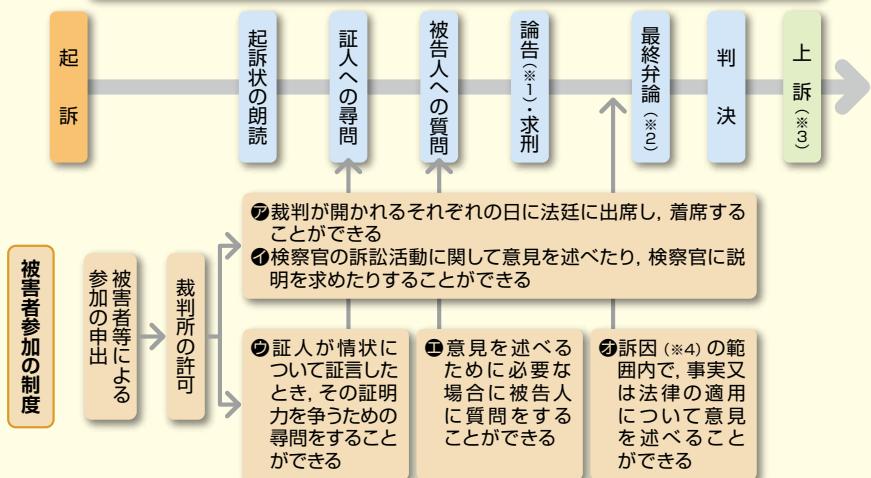
Q4

被害者参加人は刑事裁判でどのようなことができま
すか。

A

- ア 原則として、公判期日に、法廷で、検察官席の隣などに着席し、裁判に出席することができます。
- イ 証拠調べの請求や論告・求刑などの検察官の訴訟活動に関して意見を述べたり、検察官に説明を求めることができます。
- ウ 情状に関する証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、証人を尋問することができます。
- エ 意見を述べるために必要と認められる場合に、被告人に質問することができます。
- オ 証拠調べが終わった後、事実又は法律の適用について、法廷で意見を述べることができます。

犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の概要



※1 検察官が証拠調べの結果から、事実や法律の適用などについて述べる最終意見。

※2 弁護人が証拠調べの結果から、事実や法律の適用などについて述べる最終意見。

※3 上訴された場合でも、裁判所の許可により被害者参加制度が利用できますが、参加できる範囲が異なる場合もあります。また、参加の申出や弁護士への委任の届出は、改めて行う必要がありますので、詳しくは、事件を担当する検察官にご相談ください。

※4 検察官が起訴状に犯罪事実として記載した具体的な事実。

Q5 被害者参加制度を利用する際に弁護士から援助を受けられますか。

A

被害者参加に際して、弁護士（被害者参加弁護士）に委託して援助を受けることができ、また、経済的に余裕のない方については、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度（被害者参加人のための国選弁護制度）もあります。

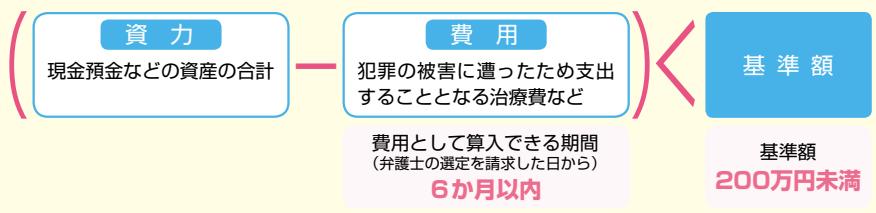
被害者参加人の方が弁護士に援助を依頼された場合には、検察官は、被害者参加弁護士と連絡・協力して裁判に臨みます。

Q6 被害者参加人のための国選弁護制度はどのような場合に利用できるのですか。

A

被害者参加人は、公判期日への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委任することもできますが、資力（現金、預金等。6ヶ月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除されます。）が200万円に満たない場合には、被害者参加弁護士の選定を求めることができます。

ご希望がある場合は、日本司法支援センター（法テラス）にお申し出ください（連絡先等は58ページをご覧ください。）。



Q7 被害者参加制度を利用する際に、交通費などは支払われるのですか。

A

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当など（被害者参加旅費等）が支払われる制度があります。

4. 公判段階での被害者支援

Q8 支給の対象となるのはどういった場合ですか。

A 被害者参加人が公判期日等に出席した場合です。ただし、被害者参加人が傍聴席で傍聴したにとどまる場合や「被害者等」として法廷で心情等の意見陳述（31ページ）を行ったのみの場合は対象となりません。もっとも、被害者参加人として公判期日等に出席した際に心情等の意見陳述をした場合には、支給の対象となります。



Q9 請求の方法を教えてください。

A 「被害者参加旅費等請求書」（法務省のホームページ、日本司法支援センター（法テラス）のホームページからダウンロードできます。それぞれのアドレス等は本パンフレットの58ページや裏表紙をご覧ください。）に所定の必要事項を記載して、必要書類と共に、裁判に出席した際に、出席した裁判所へ提出してください。制度の詳細や書類の記載方法などは、法務省のホームページ、法テラスのホームページに掲載されている「被害者参加旅費等のお知らせ」「被害者参加旅費等請求書の記載方法」をご覧ください。

Q10 請求に期限はありますか。

A 裁判が終了してから30日以内です。

⑤ 心情等の意見陳述制度

被害者やご遺族等の方々が法廷で心情等の意見を述べることができる制度があります。

Q

心情等の意見陳述制度とはどのようなものですか。

A

被害者やご遺族等の方々が、被害についての今の気持ちや事件についての意見を法廷で述べたいという希望を持っている場合に、このようなお気持ちやご意見を述べてもらう制度です。

これにより、裁判が被害者やご遺族等の方々の気持ちや意見をも踏まえた上で行われることがより一層明確になりますし、さらに、被告人に被害者やご遺族等の方々の気持ちなどを直接聞く機会を与えることで、被告人の反省を深めることにも役立ちます。

被害者の親族の方は、被害者の方が亡くなったときに限らず、被害者の心身に重大な故障がある場合にも意見を述べることができます。意見陳述の希望がある場合には、あらかじめ、担当する検察官にお申し出ください。

これ以外に被害者の方やそのご遺族が刑事裁判に参加する制度について、27ページをご覧ください。



4. 公判段階での被害者支援

⑥ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

被害者やそのご家族・ご遺族等の方々は、検察官が公判でどのような事実を立証しようとしているのか、その内容について深い関心を持たれていると思います。

そこで、検察庁では、検察官が冒頭陳述（裁判の初めに、検察官が証明しようとしている事実を明らかにすること）に際して、被害者やそのご家族・ご遺族等の方々の希望があるときには、原則として、冒頭陳述実施後に、その内容を記載した書面を交付することとしております。同書面の交付を希望される方は、担当の検察官・検察事務官又は被害者支援員にご相談ください。

⑦ 公判記録の閲覧・コピー

公判中の記録を被害者やご遺族等の方々が閲覧・コピーできる制度があります。

Q1 公判中の記録の閲覧・コピーができる制度について教えてください。

A 被害者やご遺族等の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、原則として、被害者やご遺族等の方々が、その裁判所の保管する公判記録を閲覧・コピーすることが認められています。

ご希望がある場合は、裁判所に申し出ください。

また、被害者やそのご遺族等の方々は、被害に遭われた事件と同種の犯罪行為に係る、その被告人の刑事事件についても、損害賠償請求の必要があって、相当と認められるときは、公判中の記録を閲覧・コピーすることが認められています。ご希望がある場合は、担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員にお申し出ください。

Q2 公判中の記録の全ての部分を閲覧・コピーすることができるのですか。

A 裁判の進行上支障があったり、関係者のプライバシーを侵害するおそれがあるなどと裁判所が判断した場合には、閲覧・コピーが制限されることもあります。

8 刑事和解

刑事手続においても、民事裁判での和解と同じ効力を与える制度があります。

Q

刑事和解とはなんですか。

A

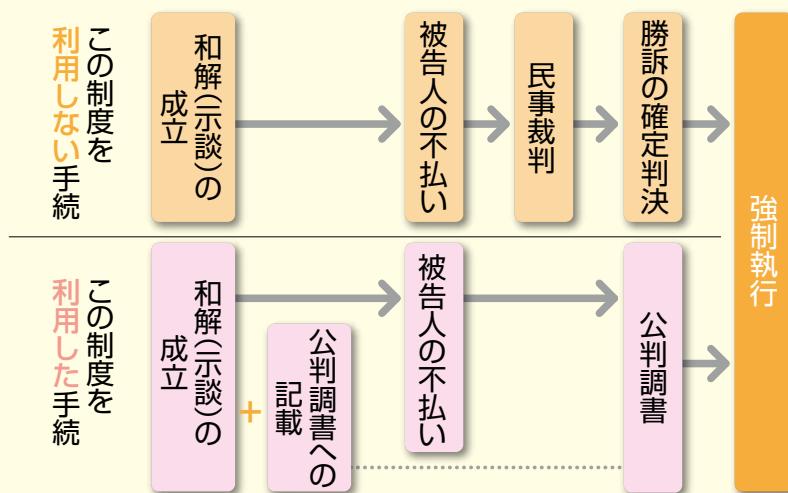
被告人と被害者やご遺族等の方々との間で、犯罪から生じた損害などに関する民事上の請求について、裁判外で和解（示談）が成立した場合には、事件を審理している刑事の裁判所に申し立てると、裁判所にその合意の内容を公判調書に記載してもらうことができます。

この公判調書には、民事裁判で裁判上の和解が成立したのと同じ効力が与えられます。

こうすることで、被告人が和解（示談）した際の約束を守らずにお金を払わない場合には、被害者やご遺族等の方々は、別の民事裁判を起こさなくても、この公判調書を利用して、強制執行の手続をとることができます。

なお、一定の重大犯罪については、刑事裁判所に対し、被告人に対する損害賠償を申し立てることができます（詳しくは34ページ「損害賠償命令制度」を参照してください。）。

4 公判段階での
被害者支援



*通常の民事訴訟については55ページをご覧ください。

4. 公判段階での被害者支援

⑨ 損害賠償命令制度

刑事手続に付随して、被害者やご遺族等の方々による損害賠償請求に係る民事訴訟手続の特例として、紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決すべく設けられた制度があります（通常の民事訴訟手続については55ページをご覧ください。）。

Q1 損害賠償命令制度とはどのようなものですか。

A 損害賠償命令制度は、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事案件について有罪の判決があった後、刑事裁判の訴訟記録を証拠として取り調べ、原則として4回以内の審理期日で審理を終わらせて損害賠償命令の申立てについて決定します。この決定に対して、当事者のいずれかから異議の申立てがあったときは、通常の民事訴訟の手続に移ります（この場合でも審理に必要な刑事裁判の訴訟記録が民事の裁判所に送付されます。）。

このように、損害賠償命令制度は

- ① 刑事手続の成果を利用するため、被害者やご遺族等の方々による被害の事実の立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができる
 - ② 申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい
 - ③ 通常の民事訴訟の手続に移った場合でも、訴訟記録をコピーして民事の裁判所に提出する手間が省ける
- など、被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

Q2 誰が損害賠償命令制度を利用できるのですか。

A 殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人等の方です。

Q3 どのような手続で申立てを行うのですか。

A

刑事事件を担当している裁判所に対して、損害賠償命令の申立て書を提出する必要があります。

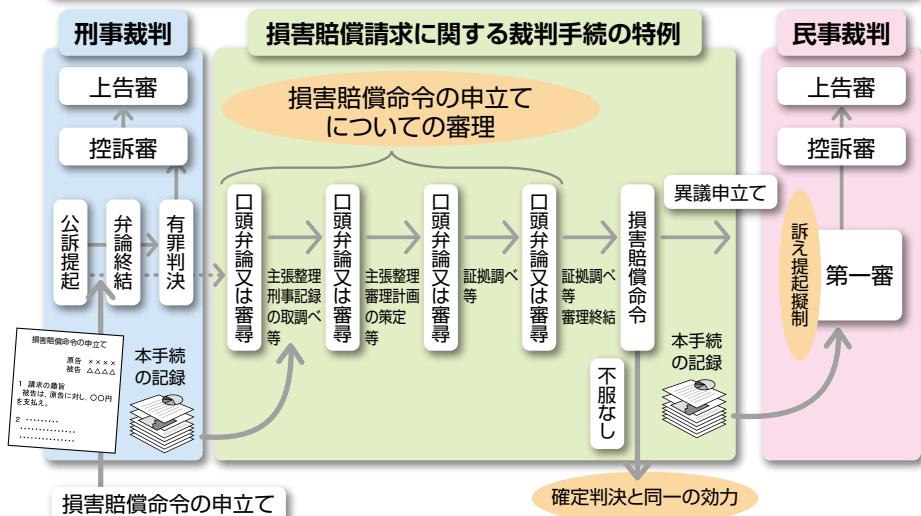
なお、損害賠償命令制度を利用する際に、その手続などについて弁護士に依頼することもでき、経済的な理由で弁護士費用等のお支払いが困難な方については、日本司法支援センター(法テラス)の「民事法律扶助」による費用立替制度を利用できる場合があります。「民事法律扶助」について、詳しくは法テラスへお問い合わせください(連絡先等は58ページをご覧ください。)。

Q4 申立てに期限はありますか。

A

申立ては、対象となる刑事事件が起訴された時から審理手続(判決宣告を含まない。)が終結するまでに行う必要があります。

損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の概要



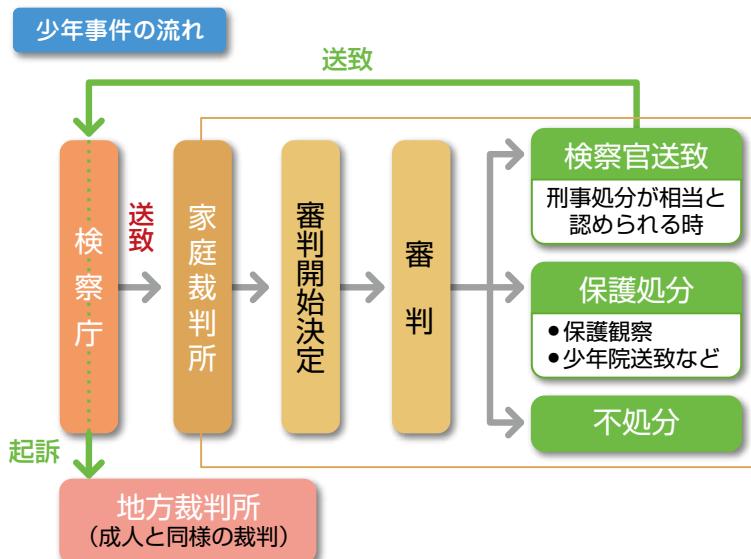
5. 少年審判に関する被害者支援

少年事件について、検察官は捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと認められるときや、犯罪の嫌疑は認められないが家庭裁判所の審理に付すべき事情があると思料するときは、家庭裁判所に送致します。ただし、捜査の結果、犯罪の嫌疑が認められない、犯罪の嫌疑を認める証拠が十分ではないなどの理由で、不起訴処分にすることもあります。

家庭裁判所は、検察官が送致した少年の事件記録及び家庭裁判所調査官による調査結果を検討して、審判を開始するかどうかを決定します。審判を開始する決定をした場合は、非公開で審判を行います。少年審判には、通常、検察官は立ち会いませんが、事実認定のため必要がある場合は、検察官が関与することもあります。

審判の結果、非行事実が認められ、保護処分に付するのが相当であると認められる場合には、少年院送致、児童自立支援施設又は児童養護施設送致、保護観察等の保護処分を言い渡しますが、罪質や情状に照らして、保護処分でなく刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する決定をします（逆送）。

少年事件の逆送を受けた検察官は、犯罪の嫌疑が認められるときは、事件を刑事裁判所に起訴します。



Q

少年審判手続等では、犯罪被害者支援のために、どのような制度が導入されているのでしょうか。

A

少年による犯罪の被害者やご遺族等の方々に対する配慮については、

- ア 少年事件の記録の閲覧・コピー（37ページ）
- イ 被害者等の意見聴取制度（38ページ）
- ウ 被害者等による少年審判の傍聴（38ページ）
- エ 被害者等に対する審判状況の説明（38ページ）
- オ 審判結果等通知制度（39ページ）
- カ 被害者等通知制度（少年審判後の通知）（39ページ）

があります。

① 少年事件の記録の閲覧・コピー

少年事件の記録（ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録であるいわゆる社会記録は除かれます。）について、審判を開始する決定があった事件で、被害者やご遺族等の方々の申出がある場合に、正当でない理由による場合や、相当と認められない場合を除き、原則として、少年事件の記録の閲覧・コピーをすることが認められるものです。

5

少年審判に
関連する
被害者支援



少年事件の記録の閲覧・コピー

5. 少年審判に関する被害者支援

② 被害者等の意見聴取制度

被害者やご遺族等の方々の申出により、
そのお気持ちやご意見を
ア 審判廷で裁判官に
イ 審判廷外で裁判官に
ウ 審判廷外で家庭裁判所の調査官に
述べてもらうものです。



被害者等の意見聴取制度

③ 被害者等による少年審判の傍聴

少年事件のうち、殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件や過失運転致死傷などの事件（※1, 2）については、被害者やご遺族等の方々の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、少年審判の傍聴を認めるものです。

※1 被害者の方を傷つけた場合については、傷害により被害者の方の生命に重大な危険を生じさせたときに限られます。

※2 12歳に満たないで刑事法令に触れる行為をした少年に係る事件は除かれます。

④ 被害者等に対する審判状況の説明

被害者やご遺族等の方々の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認められる場合に、家庭裁判所から審判期日における審判の状況を説明するものです。

⑤ 審判結果等通知制度

被害者やご遺族等の方々の申出があって、少年の健全な育成を妨げるおそれがない場合に、家庭裁判所から少年の氏名や審判の結果などを通知するものです。

⑥ 被害者等通知制度(少年審判後の通知)

被害者やご遺族等の方々の申出がある場合、少年審判において保護処分を受けた加害者(少年)の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

通知が受けられる事項は、

- ・入院年月日及び収容されている少年院の名称・所在地
- ・少年院における教育状況(おおむね6か月ごとに通知)
- ・少年院を出院した年月日
- ・仮退院審理を開始した年月日
- ・仮退院を許す旨の決定をした年月日
- ・保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定年月日
- ・保護観察中の処遇状況(おおむね6か月ごとに通知)
- ・保護観察が終了した年月日

などです。

①～⑤の制度の利用を希望される場合には、家庭裁判所にお申し出ください。

⑥の制度の利用を希望される場合には、加害者の審判結果が「少年院送致」である場合は、お近くの少年鑑別所に、加害者の審判結果が「保護観察」である場合は、お住まいの都道府県にある保護観察所にお申し出ください。

以上の制度について、ご不明な点がありましたら、担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員にお尋ねください。

* 被害者等通知制度の概要については、15ページをご覧ください。

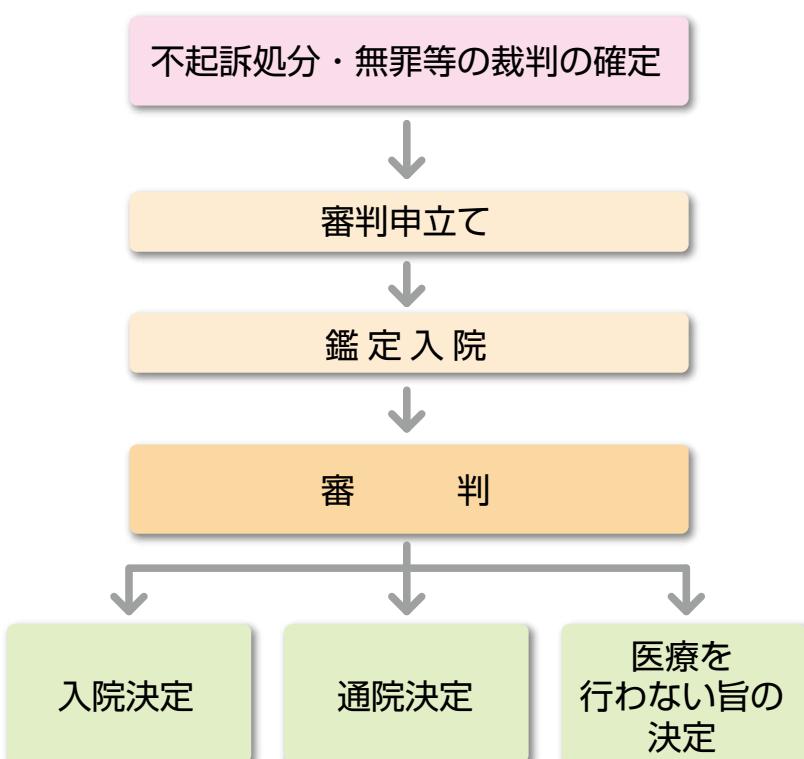


被害者等通知制度

6. 心神喪失者等医療觀察法の審判に

検察官は、心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなどの状態）で殺人、放火、強盗などの重大な他害行為を行った者であって、心神喪失等を理由として不起訴処分とし、又は無罪等の裁判が確定した者について、その精神障害を改善し、社会復帰を促進するため、地方裁判所に対し、適切な処遇の決定を求める申立てを行います。申立てを受けた地方裁判所では、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体で審判を行い、対象者を入院させて詳しい鑑定を行うなどした上、厚生労働大臣が指定する指定医療機関（国公立病院等）への入院決定や通院決定、医療を行わない旨の決定等をします。

心神喪失者等医療觀察法の審判の流れ



関連する被害者支援

Q

心神喪失者等医療観察法の審判では、犯罪被害者保護のためにどのような制度が導入されているのでしょうか。

A

心神喪失者等医療観察法により、対象者の入院又は通院に関する審判では

ア 被害者やご遺族等の方々による審判の傍聴の制度
イ 被害者やご遺族等の方々に対する審判結果の通知の制度
があり、検察庁においても審判の申立てをしたことについて、被害者やご遺族等の方々に情報提供をすることとしています。
審判の傍聴及び審判結果の通知を希望される方は、裁判所にお申し出ください。

また、審判の申立てをしたことについての情報提供を希望される方は、担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員にご相談ください。

対象者の処遇の状況等に関する情報提供

被害者やご遺族等の方々の申出がある場合、心神喪失者等医療観察法の審判で入院決定・通院決定を受けた対象者について、その後の処遇の状況等に関する情報提供を受けられます。

情報提供を受けられる事項は、

- ・対象者の氏名
- ・対象者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇、処遇終了）及びその開始又は終了年月日
- ・対象者の事件が係属している（係属していた）保護観察所の名称、所在地及び連絡先
- ・地域社会における処遇中の保護観察所による対象者との接触状況（直近6か月間における面接等の回数）

です。

これらの情報提供を希望される場合には、最寄りの保護観察所の社会復帰調整官室長にご相談ください。

7. 裁判後の段階での被害者支援

① 犯人の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報等の通知

犯人が刑務所に入った場合は、受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所から釈放される時期や釈放された年月日などについても知っておきたい方がいらっしゃると思います。そこで、犯人の受刑中の処遇状況、犯人が刑務所から釈放になる時期又は釈放になったことなどの通知を行う制度を設けています。

Q1 受刑中の処遇状況や出所情報などの通知制度はどのようなものですか。

A

この制度には、2つの種類のものがあります。

第1は、被害者等通知制度（15ページ参照）に基づくものであり、被害者であれば、特段の理由を必要とせず通知を受けられるものです。これにより通知を受けることができる情報は、満期出所の予定期間、受刑中の刑務所における処遇状況や、実際に釈放された後に釈放された年月日などです。

第2は、特に再被害防止のために必要がある場合に限って通知を受けられるものです。これにより通知を受けることができる情報は、犯人の釈放直前における釈放予定期間などです。

*少年審判後の通知については39ページをご覧ください。

Q2 第1の制度の通知内容はどのようなものですか。

A

第1の制度の通知内容は、

- ア 収容されている刑務所の名称・所在地
 - イ 実刑判決が確定した後、刑務所から釈放される予定（満期出所予定期間）の年月
 - ウ 受刑中の刑務所における処遇状況（おおむね6か月ごとに通知）
 - エ 刑務所からの釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日
 - オ 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
 - カ 仮釈放審理を開始した年月日
 - キ 仮釈放を許す旨の決定をした年月日
 - ク 保護観察が開始された年月日や保護観察終了予定期間
 - ケ 保護観察中の処遇状況（おおむね6か月ごとに通知）
 - コ 保護観察が終了した年月日
- などです。

Q3

誰でも釈放に関する通知を受けられるのですか。

A

第1の制度により通知を受けることができるのは、
ア 被害者、その親族又は内縁関係にある方、婚約者など親族に準
ずる方
イ 目撃者など参考人の方（Q2のイ、エに限ります。）
です。

Q4

第1の制度では、希望すれば、必ず釈放に関する通
知を受けられますか。

A

事件の性質などから、犯人の更生を妨げるおそれがあるなど、通
知することがふさわしくないと検察官が判断した場合には、通知希
望があっても、通知をしない場合があります。

Q5

第1の制度により通知を受けるにはどうしたらいいの
でしょうか。

A

希望される方には希望する通知先、通知方法等を明らかにした書
面を作成していただくことになります。申出は、犯人の刑事裁判が
確定した後であればいつでもできますので、事件を取り扱った検察
庁に書面を提出してください。なお、裁判確定の通知を希望された
方には、裁判確定の通知を差し上げる際に申出の書面をお送りしま
す。詳しくは、各検察庁の被害者支援員又は事務担当者にお尋ねく
ださい。



7. 裁判後の段階での被害者支援

Q6

再被害防止のための第2の通知制度では、どのような場合に通知を受けられるのですか。

A

通知を受けることができるのは、被害者の方が再び被害に遭わないように転居その他犯人との接触を避けるための措置をとる必要があるため、特に通知を希望する場合で、犯罪の動機及び組織的背景、犯人と被害者やその親族等の方々との関係、犯人の言動その他に照らし、検察官が通知を行ったほうがよいと認めたときです。



Q7 通知の内容はどのようなものですか。

A

受刑者の釈放直前における釈放予定（仮釈放の場合を含む。）の時期（通常は、月の上、中、下旬）を通知します。また、特に必要があるときは、釈放された後の住所地を通知することもあります。

Q8 通知を受けるにはどうしたらよいのですか。

A

通知を希望するときは、担当する検察官・検察事務官又は被害者支援員にお申し出ください。



7. 裁判後の段階での被害者支援

② 証拠品の返還

検察庁では、被害者の方からお預かりした証拠品については、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者の方にお返しすることとしています。

犯人から差し押された窃盗事件や強盗事件の被害品についても、捜査・公判上の必要がなくなり次第、速やかに被害者の方にお返しします。

そのほか、被害者の方の所有物が証拠品となっていて、その返還を希望される場合は、担当の検察官・検察事務官又は被害者支援員にご相談ください。



③ 証拠品の廃棄処分への立会い

検察庁において、被害者の方のプライバシーを損なうような写真等の証拠品を廃棄処分する場合に、被害者の方が証拠品の処分に立ち会うことを希望されるときは、その日時・場所をお知らせして立ち会うことができるように配慮することとしていますので、担当の検察官・検察事務官又は被害者支援員にご相談ください。



④ 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しています。これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができますが、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として3年間となっています。

具体的な手続については、各検察庁の記録事務担当者又は被害者支援員にお尋ねください。



7. 裁判後の段階での被害者支援

⑤ 仮釈放・仮退院審理における意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、被害者やご遺族等の方々が、仮釈放・仮退院に関するご意見や被害に関する心情を述べることができる制度です。

ご意見などは、仮釈放・仮退院を許すか否かの判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院が許された場合に加害者が期間中守るべき特別の事項を決定する際などに考慮されます。制度を利用できる期間は、加害者の仮釈放・仮退院の審理が行われている間で、被害者やご遺族等の方々は、被害者等通知制度を利用することにより、審理の開始を知ることができます。



⑥ 保護観察中における心情等伝達制度

被害者やご遺族等の方々の被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関するご意見をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝える制度です。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。制度を利用できる期間は、加害者が保護観察を受けている間で、被害者やご遺族等の方々は、被害者等通知制度を利用することにより、保護観察の開始を知ることができます。

以上の制度を利用できる方は、(1)被害者の方 (2)被害者の方の法定代理人 (3)被害者の方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹の方です。

なお、保護観察所では、専任の担当者が、被害者やご遺族等の方々のご相談に応じ、被害者の方々のための制度や手続などに関する情報の提供、関係機関の紹介などを行っています。利用を希望される場合には、お住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。



8. その他の被害者支援

① 被害回復給付金支給制度

詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により犯人からはく奪（没収・追徴）することができます。

このようにして犯人からはく奪した「犯罪被害財産」（※）を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方などに給付金を支給する制度が「被害回復給付金支給制度」です。

※外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」を我が国が譲り受けた場合も同様です。

Q1 どのような人が支給の対象となるのでしょうか。

A 刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者の方のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為（※）の被害者の方々です。

また、これらの被害者の相続人等も対象となります。

ただし、犯人の共犯者や犯人から不正な利益を得た人等は対象にはなりません。

※ 裁判では認定されなかつたいわゆる余罪の犯罪行為で、その範囲は、具体的な事件ごとに検察官が定めることになっています。

支給対象者

刑事裁判で認定された
財産犯等の犯罪行為の被害者

一連の犯行として行われた
財産犯等の被害者

この範囲は、具体的な事件ごとに検察官が定めます。

Q2

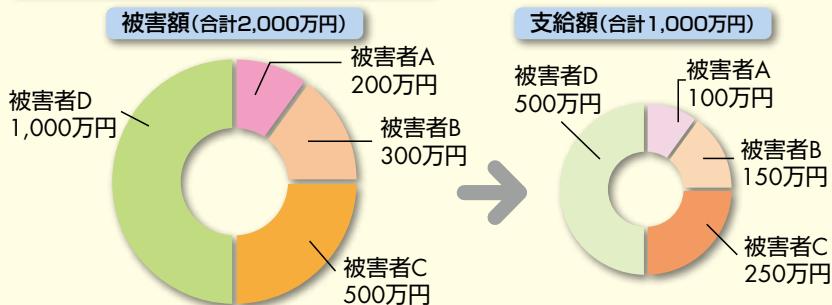
どのくらいの額が支給されるのでしょうか。

A

支給額の上限は、各人が実際に被害を受けた額です。ただし、「給付資金」が被害額の総額より少ない場合は、「給付資金」を各人の被害額に応じてあん分した額がそれぞれへの支給額になります。

なお、支給手続が開始された旨の官報への掲載や被害者の方々への通知にかかる費用等の金額はあん分する前に差し引かれます。

支給例(費用等の金額を除く)



Q3

支給を受けるにはどうすればいいのでしょうか。

A

刑事裁判により犯人から「犯罪被害財産」がはぐ奪されると、手続を行う検察官が支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、支給手続が開始されます。手続の開始は官報に掲載されますが(※)、検察官が支給対象者がいることを把握している場合は、それら支給対象者には個別に通知します。

支給手続が開始されれば、申請期間内に申請書(最寄りの検察庁に用意されています。法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)、検察庁のホームページ(<http://www.kensatsu.go.jp/>)からもダウンロードできます。)に必要な事項を記載し、所要の資料を添えて、手続を行っている検察官に提出してください(郵送でも構いません。)。

※ 検察庁のホームページにも掲載されます。

8. その他の被害者支援

基本的な支給手続の概要

刑事裁判により犯人が財産犯等の犯罪行為により得た
財産(犯罪被害財産)のはく奪(没収・追徴)

(外国の裁判等によりはく奪された「犯罪被害財産」については、外国からの譲受け)

検察官による支給手続の開始

- 支給対象となる犯罪行為や申請期間を定め、官報に掲載
- 把握している支給対象者に通知

申請期間内に検察官に申請書を提出

- 被害を受けたことやその被害額を示す資料、本人確認書類(運転免許証等)の写しなどの所要の資料を添付

検察官による申請内容のチェック、判断(裁定)

検察官から申請人に対し判断の結果を記載した
「裁定書」の謄本の送付

すべての裁定、費用等の確定

被害回復給付金の支給

*検察官による手続の一部を、弁護士である「被害回復事務管理人」に任せることができます。

検察官又は検察庁をかたった 虚偽公告等にご注意ください！

犯罪被害財産の支給を装った偽の「犯罪被害財産支給手続開始決定公告」や「被害回復分配金支払申請書」などと書かれた書面が送りつけられる事例が発生しています。

検察庁では、公告の問合せ先として検察庁以外の組織を指定することはありませんし、申請人や申請を希望される方に手数料などの金銭を請求することはありません。

検察庁が実際に行っている犯罪被害財産支給手続については、検察庁のホームページの「被害回復給付金支給制度」でご確認いただけますので、不審な書面の郵送や電話があった場合は、上記ホームページでご確認いただくか、公告したとされる各検察庁に電話でお問い合わせください。

8. その他の被害者支援

② 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給する制度です。

給付金の種類

いずれの給付金も、一時金として支給されるものです。

遺族給付金…… 遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方。ただし、②～⑥は、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者が先順位となる。）に支給

重傷病給付金… 重傷病（加療1月以上、かつ、3日以上の入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った被害者の方に、一定の期間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を支給

障害給付金…… 障害（障害等級第1～14級）の残った被害者の方に支給
ただし原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。

給付金の減額、調整

被害者の方にも原因がある場合等には給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

また、労災保険等の他の公的給付や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の支給額が調整されます。

給付金の申請

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続としては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。

③ 民事訴訟

被害者やご遺族等の方々が、犯罪によって生じた損害の賠償等について、犯人との話し合いがつかず、これについて民事上の請求をしたい場合、刑事裁判とは別に、民事訴訟を提起するなどの手続をとらなければなりません。

民事訴訟においては、犯人に対し、どのような裁判を求めるのかを明らかにして訴え、犯人がどのような犯罪行為を行い、それによって、被害者やご遺族等の方々がどのような損害を被ったのかを主張する必要があります。また、犯人側がその主張を認めない場合には、上記のような事実を証明する証拠を提出することが必要になります。

このような手続について法律の専門家の助言を受けたいときは、法テラスや弁護士会等の団体が法律相談を行っています。問合せを希望される場合は、検察庁の被害者支援員等にご相談ください。

なお、民事訴訟においても、刑事裁判と同様に、付添い、遮へい、ビデオリンク方式での尋問が認められています（24ページ参照）。

* 損害賠償に関し刑事手続の成果を利用する制度については34ページをご覧ください。

民事上の請求

損害を賠償してほしい

示 談

不払い 話し合いがつかない、払ってもらえない等

民事裁判

訴え提起
地方裁判所又は
簡易裁判所への

裁判所に
おける審理

判決「○○円を
支払え」

強制執行

8. その他の被害者支援

④ 公営住宅への優先入居

犯罪行為により従前の住居に住めなくなった方について、地方公共団体によっては公営住宅（都道府県営住宅・市町村営住宅）に優先的に入居できるところがあります（原則として、一定の収入以下の方に限られ、配偶者からの暴力（DV）の被害に遭われた方以外の単身者は利用できません。）。

ただし、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる地方公共団体がありますので、詳しくは、都道府県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までご相談ください。

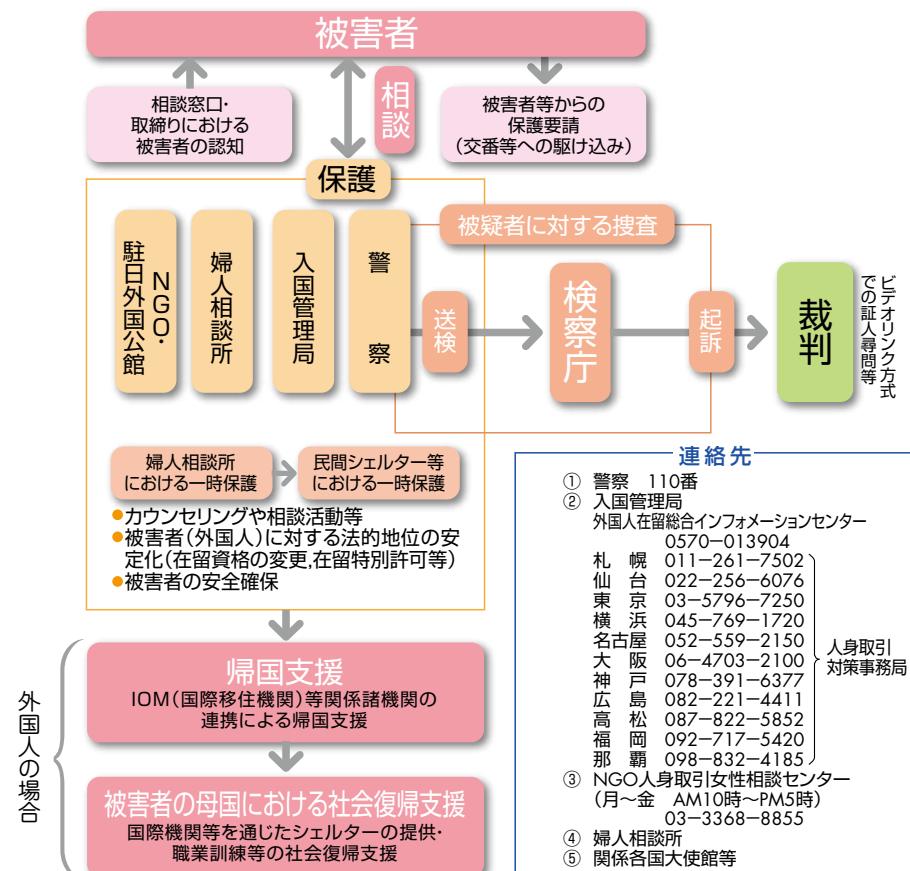


⑤ 人身取引の被害者の保護

人身取引は、被害者の人権を侵害する重大な犯罪です。我が国では、関係諸機関が、人身取引対策行動計画等に基づいて、人身取引の防止、撲滅、被害者の認知・保護に取り組んでおり、検察庁では、人身取引事件について厳正に対処しています。

人身取引の被害者の認知・保護については、下図を参照してください。

人身取引被害者保護の流れ



8. その他の被害者支援

⑥ 関係機関・団体等における被害者支援

被害者やご遺族等の方々の保護・支援のための制度は、検察庁だけでなく、様々な機関や団体等に設けられています。検察庁では、これらの関係機関や団体等と相互に連携・協力して支援活動を行っています。各機関や団体等による支援制度の詳しい内容については、それぞれの機関や団体等に直接お問い合わせいただいたり、ホームページなどをご覧いただくほか、検察庁の被害者支援員等にご相談いただければ、被害者の方の状況に応じて、支援を行っている関係機関や団体等を紹介いたします。

●日本司法支援センター（法テラス）による支援制度

日本司法支援センター（法テラス）では、犯罪被害者支援ダイヤルを設けて、被害後の状況やニーズに応じて、様々な支援情報を提供しているほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介したり、資産額など一定の要件のもと、弁護士を依頼する場合の費用等について援助する制度が設けられています。

○犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714

○法テラスのホームページ

<https://www.houterasu.or.jp/>



●警察による支援制度

警察では、犯罪被害給付制度（54ページ）のほか、一定の重大な事件、事故の被害者又はそのご遺族に対して、犯罪被害者等のための制度や捜査状況等を連絡する被害者連絡制度を設けています。また、被害者の方が、再び同じ加害者から危害を加えられることを防止するため「再被害防止要綱」を制定して、これに基づく措置を実施するなどしています。

[問合せ先] 事件を取り扱った警察署・警察本部

○警察による犯罪被害者支援のホームページ

<https://www.npa.go.jp/higaisya/>



●弁護士会による支援制度

全国各地の弁護士会に、犯罪被害者の方々の支援に関する研修を受け、犯罪被害者の方々を支援した経験のある弁護士がいます。また、多くの弁護士会に、犯罪被害者の方々のための法律相談窓口が設置されています。

○弁護士会の相談窓口紹介

(日本弁護士連合会ホームページ内)

https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/victim/whole_country.html



●民間被害者支援団体による支援制度

各都道府県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体を始め、様々な民間被害者支援団体が電話相談、検察庁や裁判所などへの付添い、被害者やご遺族等の方々の自助グループ支援などの活動を行っています。

○犯罪被害者団体等紹介サイト

(警察庁犯罪被害者等施策ホームページ内)

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>

*上記の警察庁のホームページでは、民間被害者支援団体の紹介だけでなく、そのほかの被害者支援の相談窓口も紹介されています。



●地方公共団体による支援制度

地方公共団体によっては、公営住宅への優先入居(56ページ)のほかに、相談窓口を設けて被害者やご遺族等の方々の相談業務を行っていたり、被害者やご遺族等の方々に対する各種扶助等の経済的支援などを行っている場合があります。

[問合せ先] お住まいの都道府県や市町村の担当窓口

*地方公共団体による支援制度は、都道府県や市町村によって、その内容が異なります。

被害者ホットライン連絡先

検察庁名	電話番号・ファックス番号
札幌地方検察庁	011-261-9370(Tel·Fax)
函館地方検察庁	0138-41-1655(Tel·Fax)
旭川地方検察庁	0166-51-6259(Tel·Fax)
釧路地方検察庁	0154-41-6133(Tel·Fax)
青森地方検察庁	017-722-1234(Tel·Fax)
盛岡地方検察庁	019-622-6236(Tel·Fax)
仙台地方検察庁	022-222-6159(Tel·Fax)
秋田地方検察庁	018-862-5572(Tel·Fax)
山形地方検察庁	023-622-5122(Tel·Fax)
福島地方検察庁	024-534-5135(Tel·Fax)
水戸地方検察庁	029-221-2199(Tel·Fax)
宇都宮地方検察庁	028-623-6790(Tel·Fax)
前橋地方検察庁	027-235-7828(Tel·Fax)
さいたま地方検察庁	048-863-2298(Tel·Fax)
千葉地方検察庁	043-221-2065(Tel·Fax)
東京地方検察庁	03-3592-7611(Tel) 03-3592-7614(Fax)
立川支部	042-548-5766(Tel) 042-548-5767(Fax)
横浜地方検察庁	045-211-7638(Tel·Fax)
新潟地方検察庁	025-226-0922(Tel·Fax)
富山地方検察庁	076-421-4148(Tel·Fax)
金沢地方検察庁	076-221-3573(Tel·Fax)
福井地方検察庁	0776-28-8744(Tel·Fax)
甲府地方検察庁	055-228-9732(Tel·Fax)
長野地方検察庁	026-232-8180(Tel·Fax)
岐阜地方検察庁	058-262-5138(Tel·Fax)
静岡地方検察庁	054-252-7204(Tel·Fax)
名古屋地方検察庁	052-951-4538(Tel·Fax)
津地方検察庁	059-228-4166(Tel·Fax)

検察庁名	電話番号・ファックス番号
大津地方検察庁	077-527-5149(Tel·Fax)
京都地方検察庁	075-441-9103(Tel·Fax)
大阪地方検察庁	06-4796-2250(Tel) 06-4796-2242(Fax)
神戸地方検察庁	078-367-6135(Tel·Fax)
奈良地方検察庁	0742-27-6861(Tel·Fax)
和歌山地方検察庁	073-422-4285(Tel) 073-422-5308(Fax)
鳥取地方検察庁	0857-22-4177(Tel·Fax)
松江地方検察庁	0852-32-6701(Tel·Fax)
岡山地方検察庁	086-224-3322(Tel·Fax)
広島地方検察庁	082-221-2467(Tel·Fax)
山口地方検察庁	083-922-3153(Tel·Fax)
徳島地方検察庁	088-652-5198(Tel·Fax)
高松地方検察庁	087-825-2045(Tel·Fax)
松山地方検察庁	089-935-6607(Tel·Fax)
高知地方検察庁	088-872-9190(Tel·Fax)
福岡地方検察庁	092-734-9080(Tel·Fax)
小倉支部	093-592-9441(Tel·Fax)
佐賀地方検察庁	0952-22-4259(Tel·Fax)
長崎地方検察庁	095-822-4477(Tel·Fax)
熊本地方検察庁	096-323-9068(Tel·Fax)
大分地方検察庁	097-534-9728(Tel·Fax)
宮崎地方検察庁	0985-29-2156(Tel·Fax)
鹿児島地方検察庁	099-226-0691(Tel·Fax)
那霸地方検察庁	098-835-9997(Tel·Fax)
最高検察庁	03-3592-7839(Tel·Fax)
東京高等検察庁	03-3592-7735(Tel·Fax)

平成31年3月現在

*連絡は事件を扱った検察庁又は最寄りの検察庁にお願いします。

*被害者ホットラインは、夜間・休日でも伝言やファックスでの利用が可能です。

*被害者ホットラインは、増設や移転などを行うことがありますので、最新の連絡先につきましては、法務省のホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)や検察庁のホームページ(<http://www.kensatsu.go.jp/>)をご覧ください。



法務省のホームページアドレス

<http://www.moj.go.jp/>

法務省ホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、刑事手続の流れや被害者支援のための制度の説明などが掲載されています。

平成31年3月発行

